

犬・猫などの死体収集



飼い犬・飼い猫（有料）や野良犬や野良猫など（無料）の小動物の死体を収集しています。受け渡しの際には、ビニール袋及び段ボール等に納めた状態でお渡しください。

飼い犬等が亡くなったときは…

- ①市役所に直接お持ち込み
- ②市に収集を依頼
- ③東大阪都市清掃施設組合内の火葬場に直接お持ち込み

●料金

- ①②の場合:1体につき2,000円
- ③の場合:1体につき1,000円

※登録のある飼い犬については、民間の葬儀会社等で供養された場合も、登録の抹消手続きが必要ですので、市環境課(072-870-9625)までご連絡ください。

野良猫等の死体を見つけたときは…

〈市道・私有地(庭や駐車場など)〉

- ①市役所に直接お持ち込み
- ②市に収集を依頼

※私有地の場合、所有者によりビニール袋及び段ボール等に入れたうえで収集を依頼してください。入れていただけない場合は、別途料金がかかります。

〈府道・国道(外環状線や阪奈道路など)〉

○枚方土木事務所(072-844-1331)にご連絡ください。

①市にお持ち込みいただく場合

市役所東別館2階環境課にお持ち込みください。

②市に収集を依頼する場合

大東市環境課(072-870-9625)までご連絡ください。本市委託業者が収集に伺います。

※依頼された時間によっては、その日の収集ができない場合があります

受付時間：・月～金曜日 9:00～17:30
・土曜日・祝日 10:00～11:30

・上記以外の時間及び日曜日、年末年始については、市役所宿直室にお持ち込みください。

・約30kg以上の大型犬などは市で取り扱いできませんので、東大阪都市清掃施設組合(072-962-6021)にお問い合わせください。

燃えない
粗大ごみ
小動物



よくある質問

回収した動物はどうしているの？

東大阪都市清掃施設組合内にある動物専用炉にて火葬しています。また、同敷地内には慰霊碑があり、遺骨はまとめて埋葬されます。

